

令和3年度 第10回江津市農業委員会総会

日時：令和4年1月21日(金) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認について

第4 議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第5号 非農地証明について

第8 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第9 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 8番 二本木俊二 9番 田代和秋

10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、井上清澄、野田英夫、河村博幸、佐々木建也、

湯淺憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 それでは、ご案内の時刻になりましたので、ただ今から令和3年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 年が変わって初めての総会となりました。改めまして今年もよろしくお願
いいたします。また、ご存じのように今年に入ってからコロナ感染が急拡大をし
ておりまして、連日 150 人を超え 200 人弱というところで、今週の初めも
市役所が閉庁するということまでできています。また、どうも明日から小中学
校も休校という形になるということで、非常に急拡大して私どもも戸惑ってい
るところですけれど、今日もこうして総会を出来るのかと案じておりましたが、
何とか開催できるということで安堵しております。今日もこうして寒い中で申
し訳無いのですが、換気等の感染対策をして皆さんに被害が及ばないようにし
ていきたいと思えます。出来るだけ皆さんにご協力頂いて、短時間で終われる
ようにしていきたいと思えますので、ご協力の程よろしくお願いたします。
それでは、ただ今から、令和 3 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会
いたします。本日は、大村委員、崎谷推進委員、階本推進委員より欠席の報告が
ありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立してお
ります。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言
の際には挙手の上、指名を受けてからお願いたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思
いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、2 番 山田委員、3 番 山本委員を会議録署名委
員に指名いたします。よろしくお願いたします。

農地法 第 18 条第 6 項

《 桜江町今田 》

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 から
3 について」を一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい。報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出でございます。
1 番から 3 番です。まず 1 番。農地の所在は桜江町今田●●●番、地目は田、
面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。
賃借人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約で解約成立日
は令和 3 年 12 月 9 日で、引渡時期は令和 3 年 12 月 22 日となっています。
次に 2 番です。農地の所在は桜江町今田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡

です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約で解約成立日は令和3年12月9日で、引渡時期は令和3年12月22日です。次に3番です。農地の所在は桜江町今田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約で解約成立日は令和3年12月9日で、引渡時期は令和3年12月22日となっております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の1から3については、ご了承願います。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 　次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の4について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 　それでは、4番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●番●●号です。賃借人●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。合意解約で解約成立日は令和3年12月13日で、土地引渡時期は令和3年12月31日です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の4については、ご了承願います。

別段面積設定の承認

《 桜江町小田 》

会 長 　次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第1号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定でござ

います。これは、市が指定する空き家バンクに登録した家屋に付随する農地面積を設定するものでございます。地番指定を受けようとする土地の所在は、桜江町小田●●●番、地目は畑、●●●㎡です。桜江町小田●●●番、地目は畑、●●●㎡です。桜江町小田●●●番、地目は田、●●●㎡です。所有者は●●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号でございます。空き家バンクの登録日は令和2年6月9日ということです。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定の承認については、承認されました。

農地法 第3条

《 桜江町小田 》

会 長 　次に日程第4、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。番号1番、農地の所在は桜江町小田●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。桜江町小田●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。先ほどありました、空き家バンクに関わる有償移転でございます。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 　それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員 　ここは令和2年に空き家バンクに登録されまして、譲渡人の●●●●●さんは時々、広島から帰郷し家の周りの草刈りをしたり、獣害防止のための電線を張って農作物を作っておられます。昨年12月に帰った時に、訪ねて来られまして、空き家バンクの家屋が売れたから、農業委員会に議案が出てくると思いま

すのでお願いいたしますと説明を受けました。そういうことで確認したところ、申請個所は全部耕作しております。位置図は1ページになります。隣接地の●●●番はあとで5条申請に出てきますが、田は作っておられず、帰って来た時に車を停めておられます。続いて、山の近くですけれど、昔はこの辺りに堤がありまして、今は堤が埋まっていますけれど、それまでは田んぼを作っておられました。畑は耕作をして草刈りもしておられます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都治町 》

会 長 　次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは2番です。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。なお、成年後見人の方がおられまして、●●●●さん、●●市●●町●●●番地となっております。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。対価は10aあたり●●●●円です。以上です。

会 長 　それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 　それでは位置図の2ページをご覧ください。位置図の下、3分の1くらいの所に東西に通っているのが、県道大田井田江津線になります。国道9号線の●●●の辺りから入りまして、約●●キロほど行くと地図の左に三差路があるのですが、駐車場とか●●●と書いてある所ですけれど、9号線から約●●キロ入った所にあります。そこを左に入って頂いて、●●●m弱そこから細い道を●●●～●●●m上がった所、これは広く囲ってありますが実際には●●●㎡

で、これは道路からちょっと入った所の一角になります。ここは正式な立会ということが出来ていないようで、農地の形状や境界が確定されておらず広範囲に示す土地という感じになっているそうです。実際には道路から少し離れた所に農地があります。現状を見に行ったのですが、奥の方はほぼ山林のような状態で、道路近くの一角部分というのは、草刈りが何となくされて管理はされているだろうなという感じでした。その奥は笹が生えていたような状態で、一帯は農地という感じでは今は無いです。それで今後、こちらを譲渡人の●●●さんに代わって、●●●さんが管理をしていくということで、話がありました。特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 　次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3から7について」は関連がございますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは3番から7番ですが、県の道路改良工事に併せての、土地の交換ということであります。3番は、農地の所在が桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。先ほど申しましたとおり、土地交換ということで対価は無償です。次に4番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●府●●市●●丁目●●●番●●

●号です。対価は無償です。次に5番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。対価は無償です。次に6番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●府●●市●●丁目●●●番●●●号です。対価は無償です。次に7番、農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 現地は位置図の3ページをご覧ください。主要地方道桜江金城線、川戸駅から長谷方面へ約●●キロ走った所、この地図上には記されていませんけれども、●●●番と●●●番の間に空白部分がありますが、これが道になっていまして、地図上左側に向けて新しく●●●が出来ています。これが一昨年に開通したのですけれども、新しい道が出来たときに農地が分断された形になっている訳です。その関係で、このたび●●●●さんの方から、作業効率を上げる為の土地交換をしたらどうかと話があったそうです。最終的には、●●●●さんの●●●●㎡が●●●●㎡になって、●●●●さんの●●●●㎡が●●●●㎡に減りました。それと●●●●さんは●●●●㎡から●●●●㎡に増えております。多少の面積的な損得はありますけれども、今後運営していくためには、それも致し方無いかなという話をしておりました。それと、●●●●さんは大阪の方に住んでおられますけれども、実際には●●●●さんがここを耕作しておられます。以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

湯浅推進委員 よろしいですか。これは地図が古いからでしょうか。●●●●さんの家はこれより上流側ですね。●●●●さんの方に近い所に、現在は家を新築されて建てられていますよね。

9番委員 そうです。

湯浅推進委員 だから、この●●●●さんの家が、●●●●さんの元の実家だと思います。

それはいいのですが、●●●さんの所は●●●さんが耕作されるのですね。

9番委員　そうです。位置図にはありませんが道路を挟んで左側に家がありますが、そのちょうど斜線が引いてある所から右側を●●●さんが作っている。それから左側は●●●さんが耕作されて、そのため、●●●さんの下手にある●●●さんの土地を●●●さんにするという、作業効率を図るための集約ということです。

会　長　いいですか。そうすると、●●●さんは●●●さんに委託をされているということですか。

9番委員　そうですね。

会　長　はい、わかりました。他にご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会　長　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会　長　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3から7については、可決されました。

農地法 第4条

《 桜江町谷住郷 》

会　長　次に日程第5、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請でございます。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●郡●●町●●●番地です。転用目的は住宅建設です。転用理由欄に書いてありますが、平成14年に当時の所有者であった●●●氏が住宅を新築したということで、顛末書が付いております。平成14年に●●●の名前で4条申請が桜江町に提出されておりました、許可が平成14年5月16日に出ております。この土地を令和3年10月10日に、今回申請人である●●●●氏が遺贈を受けまして、建物等を登記するに当たって、底地である土地が農地のままであるということで、改めて4条申請を出されたという

ことでございます。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番委員 それでは説明をいたします。位置図は 4 ページです。●●●さんという方は、昨年亡くなりました土地・家屋の持ち主であった●●●●さんの甥にあたります。●●●さんのお母さんが●●●●さんの妹で、甥が引き受けたということになります。平成 14 年とありますけれど、この年に●●●さんのお宅が申請地の隣に家が建っていたのですけれど全焼にしまして、隣接にあった畑の 4 条申請を提出して新築されたそうです。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 桜江町小田 》

会 長 次に日程第 6、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。先ほど、空き家バンク登録にありました土地でございます。譲渡人は●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は青空駐車場でございます。対価は 10a あたり●●●千円です。工期は許可の日から令和 4 年 6 月末日でございます。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 それでは説明します。先ほど説明したとおり 1 ページの桜江町小田●●●番、

田となっております、昔は田に水稻を植えておられましたが、今は空き地です。広島から●●●さんが帰郷された時には、ここへ車を停めて草刈りをしたり耕作したりしておられました。現状も車を停めておられる状態です。そういう状況であります。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 　次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　2番です。農地の所在は後地町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は宅地拡張でございます。転用理由としましては、隣接地を譲り受け宅地拡張し、合併浄化槽を設置したいということです。対価は無償です。工期は許可の日から令和4年3月31日となっております。以上です。

会 長 　それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 　それでは説明をいたします。位置図の5ページをご覧ください。右下に見える交差点が国道9号線の、東小学校方面入口になります尾浜交差点です。ここから●●●mほど進みまして●●●に折れて●●●mくらい進み●●●し●●●mほど進んだ所の道路際の農地になります。そのすぐ上に、●●●●と書いてある、こちらが譲受人のお宅になります。現状は道路沿いで隣の●●●さんの家がありますが、そちらとの境にはブロック塀もあります。●●●さんの家にも隣接している土地で、ほんの角に小さな庭木くらいのもものが少し生えてい

る程度で、あとは草刈りをしている程度のような状態で、農地という感じではありません。上野さんの家は改装中で合併浄化槽等の設置を検討されているということで、特に問題はないかと思えます。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 　次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　3番です。農地の所在は和木町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年12月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員 　位置図は6ページをご覧ください。この地図の右中央から左下へ斜めに走っているのが、国道9号線です。右手の方が嘉久志町で、左手の方が都野津町方面となります。右手の方から来ますと、●●●があります。信号があるのですけれど、そこを●●しまして二つ目の交差点を●●に●●して、約●●●m行きますと現地になるのですが、西隣は●●となっていて、見た目は小学校の校庭のようなグラウンドになっています。町内で運動会をしたりする所です。それから申請地の右手の方は空白で空き地のようになっていますが、現在は住宅が建っています。前は市道で、裏の北側も住宅が建っていますので、問題は無いと思えます。現状は年に2回くらい草刈りをされているような感じで、も

う枯れかかっていますけれども、果樹らしきものが5、6本くらい、1m弱の物があるような感じで、もともと住宅地ということで造成されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 　次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　4番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年9月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は7ページをご覧ください。資料にありますように、申請人は●●●●さん、●●●をしておられる方です。現地は国道9号線、県道浅利渡津線、それからJR山陰線、こういった道路に近接する農地です。隣接には理髪店と民家があり、申請地は草刈りがされている保全地という土地です。県道を挟んで申請者の事務所もあり駐車場用地としての転用には問題が無いと思われれます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第7、議案第5号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号、非農地証明でございます。農地の所在は渡津町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号です。非農地証明の目的としましては、登記地目が農地であるが昭和46年から耕作されておらず原野となっているため、現況に合わせて登記を見直す為ということで証明を求めています。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。

位置図は7ページをご覧ください。先の5条申請であった土地から県道浅利渡津線、JR山陰線を挟んで山側の農地です。以前あったと思われる耕作道も見当たらず、遠景からの確認となりました。耕作されていた感じではありますが、添付の写真でもわかるように今後農地として活用するには困難であると見込まれます。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 佐々木会長と同行し確認をいたしました。耕作道も見当たらず、遠目からでも原野化しているのが判断できました。農地として活用するには難しい状態だと思います。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 8、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認でございます。1 ページ目に集計表がございます。内容は 2 ページ目からご覧下さい。一括方式というのは、農業振興公社が間に入って地権者から借りて、耕作者に貸し出しをするという契約を一度に行うというものが一括方式でございます。番号 1 番、農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。期間は 9 年 11 カ月、使用貸借で新規設定です。次に 2 番です。農地の所在は松川町太田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。期間は 9 年 11 カ月、使用貸借で再設定です。次に 3 番です。農地の所在は松川町太田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●●番●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。期間は 9 年 11 カ月、使用貸借で再設定です。次のページをご覧下さい。4 番です。農地の所在は松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん●●●●、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。期間は 9 年 11 カ月、使用貸借で再設定です。5 番です。農地の所在は松川町市村●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。

利用権設定をする者が●●●●さん、用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。期間は 9 年 11 カ月、使用貸借で再設定です。4 ページ以降は地図が付いております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1 ページ目には集計表が付いております。2 ページ目から説明させていただきます。番号 1 番、農地の所在は桜江町長谷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町長谷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は 10 年使用貸借です。次に 2 番です。農地の所在は波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●県●●市●●区●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は 5 年 11 カ月です。10aあたりの賃借料は●●●円です。次に 3 番です。農地の所在は桜波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●県●●市●●区●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は 5 年 11 カ月です。10aあた

りの賃借料は●●●円です。めくって頂いて次頁、4番です。農地の所在は波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は5年11カ月です。10aあたりの賃借料は●●●円です。次に5番です。農地の所在は波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は5年11カ月です。10aあたりの賃借料は●●●円です。次に6番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用目的は畑で、期間は10年、使用貸借です。次頁、7番です。農地の所在は跡市町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、跡市町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、跡市町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、跡市町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、です。利用権設定をする者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●号です。利用目的は採草放牧地で、期間は10年、使用貸借です。次ページ以降は地図が付いております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　次に日程第9、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございます

すか。

事務局 特にございません。

会 長 その他について、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、事務連絡等につきましては総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 11 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 2 月 21 日の月曜日、江津総合市民センターで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員